

□移住支援金の交付申請に関する確認事項

- 1 「東京圏からやまぐちへ！移住就業支援事業及びマッチング支援事業」及び「山口県移住支援事業（創業）及び創業支援事業」に関する報告及び立入調査について、山口県及び下松市から求められた場合には、それに応じます。
- 2 以下の場合には、「東京圏からやまぐちへ！移住就業支援事業及びマッチング支援事業」及び「山口県移住支援事業（創業）及び創業支援事業」実施要領に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。
  - (1) 移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
  - (2) 移住支援金の申請日から3年未満に下松市以外の市区町村に転出した場合：全額
  - (3) 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額
  - (4) 「東京圏からやまぐちへ！移住就業支援及びマッチング支援事業実施要領」又は「山口県移住支援事業（創業）及び創業支援事業実施要領」に基づく交付決定を取り消された場合：全額
  - (5) 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に下松市以外の市区町村に転出した場合：半額

□「東京圏からやまぐちへ！移住就業支援事業及びマッチング支援事業」及び「山口県移住支援事業（創業）及び創業支援事業」に係る個人情報の取扱い

山口県及び下松市は、「東京圏からやまぐちへ！移住就業支援事業及びマッチング支援事業」及び「山口県移住支援事業（創業）及び創業支援事業」の実施に際して得た個人情報について、山口県及び下松市が定める個人情報保護条例等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、山口県及び下松市は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。